

建設工事事後審査型条件付き一般競争入札（郵便方式）共通入札説明書

公立大学法人大阪府立大学

入札参加者は、この「建設工事事後審査型条件付き一般競争入札（郵便方式）共通入札説明書」（以下「入札説明書」という。）のほか、入札公告、建設工事事後審査型条件付き一般競争入札（郵便方式）入札心得（以下「入札心得」という。）の内容を遵守するとともに、設計図書、補足説明書、特記仕様書、契約書案その他の契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

1 入札公告等の交付

入札公告、入札説明書、及び入札心得等、入札に参加するために必要となる資料（以下「入札公告等」という。）を公立大学法人大阪府立大学（以下「法人」という。）ホームページに掲載し、交付する。

2 入札公告等に対する質問及び回答

（1）質問

①質問期間と回答日

入札公告に記載し、公表する。

②質問方法

電子メールにより行うこととし、それ以外の方法は認めない。

なお、電子メールの送付先は、入札公告に記載し、公表する。

③質問内容

質問には、入札参加希望者の氏名等が特定できる内容を記入しないこと。

記入がある場合は、回答を行わないので注意すること。

（2）回答

法人ホームページに掲載し、公表する。

回答には、重要事項等が含まれることがあるため、定期的に回答の内容を確認すること。回答の内容を確認しなかったことにより入札参加者が被る損失について、法人は一切の責めを負わない。

3 入札参加資格

入札参加者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件とする。

①民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者であっても大阪府建設工事入札参加資格の再認定がなされた場合にあつては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下、「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172

号。以下、「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。(以下、「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更正手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。)を受けた者であっても、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定がなされた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- ③公告の日までに建設業法(昭和24年法律第100号)別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類(以下「業種」という。)のうち発注工事に対応する業種(以下「対応業種」という。)について、同法第3条第6項に規定する一般建設業又は特定建設業の許可を受けた者であること。
- ④公告の日までに大阪府建設工事競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- ⑤対応業種について、公告に示す審査基準日(開札の日から1年7ヶ月前の日)以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていること。
- ⑥当該工事における建設工事の種類に応じた建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を配置できる者であること。
- ⑦公告の日から開札の日までに、法人が発注した他の工事(指名競争入札を含む)を施工中でないこと。
- ⑧公告の日から開札日までの期間において、次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者。
 - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者。
 - ウ 法人の入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けている者。
 - エ 法人との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、公告の日までに該当請求に係る損害賠償金を納付した場合は、この限りでない。
 - オ 公立大学法人大阪府立大学契約事務取扱規程第14条に規定する、特別の理由がある場合を除くほか一般競争入札又は指名競争入札において契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

4 設計図書等の交付

設計図書、補足説明書、特記仕様書、契約書案、共通入札説明書その他の資料(以下「設計図書等」という。)の交付は、次のとおりとする。

(1) 設計図書等の種類

入札公告に記載し、公表する。(「入札公告」の「交付書類一覧表」参照)

(2) 設計図書等の交付

① 交付期間

入札公告に記載し、公表する。

② 交付方法

法人ホームページに掲載し、無償で交付する。

ただし、法人ホームページにより交付することが適さない設計図書等は、その他の方法にて交付することとし、その方法は、入札公告に記載し、公表する。

5 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問

①質問期間と回答日

入札公告に記載し、公表する。

②質問方法

電子メールにより行うこととし、それ以外の方法は認めない。

なお、電子メールの送付先は、入札公告に記載し、公表する。

③質問内容

質問には、入札参加希望者の氏名等が特定できる内容を記入しないこと。

記入がある場合は、回答を行わないので注意すること。

(2) 回答

法人ホームページに掲載し、公表する。

回答には、重要事項等が含まれることがあるため、定期的に回答の内容を確認すること。回答の内容を確認しなかったことにより入札参加者が被る損失について、法人は一切の責めを負わない。

6 連絡事項の確認

当該入札の保留、延期又は取り止め若しくはその入札に関する重要事項等を連絡する場合があるため、法人ホームページの連絡事項欄を定期的に関覧し、内容を確認すること。なお、連絡事項を確認しなかったことにより入札参加者が被る損失について、法人は一切の責めを負わない。

7 入札参加申出書

入札参加者は、入札参加申出書（様式第1号）（以下「申出書」という。）を提出しなければならない。

8 入札書、内訳書及び申出書の提出

入札書（様式第2号）、入札金額の根拠となる内訳書（様式第11号）、及び申出書（以下「入札書等」という。）の提出については、次のとおりとする。

(1) 提出期限

入札公告に記載し、公表する。

(2) 提出先

入札公告に記載し、公表する。

(3) 提出方法等

①入札参加者は、入札書等を法人ホームページからダウンロードするものとする。

②入札参加者は、入札書、内訳書を入札用封筒（法人ホームページに様式掲載 長形封筒4号使用）に入れて封かんし、さらに工事案件ごとに郵送用封筒（法人ホームページに様式掲載 長形封筒3号使用）に申出書とともに入れ、書留郵便等（宅配便可）による配達記録等が残る方法により提出すること。

③入札書等は、入札公告で指定した提出先に、到達期限までに到着しなければならない。なお、入札書等は、法人への直接持参は認めない。

④郵送等に係る費用については、入札の結果にかかわらず入札参加者の負担とする。

⑤提出した入札書等は書換え、引換え又は取消しすることはできないものとする。

⑥内訳書が同封されていない入札書は受け付けないものとする。

⑦その他詳細は、入札心得によるものとする。

9 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書等の郵送後においても、入札執行（開札）までの間は、入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回することができない。
- (2) 入札を辞退するときは、入札辞退届（様式第3号）を入札執行（開札）までに法人総務部総務・施設課施設室に持参するか入札書等の到達期限までに届くように、郵送するものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な扱いを受けることはないものとする。
- (4) 入札を辞退した者は、当該入札案件には再度参加することはできない。

10 入札の保留、延期又は取り止め

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ入札の執行が困難又は執行すべきでない認められるときは、入札の執行を保留、延期又は取り止め（以下「保留等」という。）する場合がある。

- (1) 天災地変等により郵便不着、遅延等の事由が発生したとき。
- (2) 入札の執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する有力な証拠をもって通報されたとき。
- (3) その他、法人がやむを得ない事由により入札の執行を保留等すべきと判断したとき。

11 調査の実施

10（2）により、入札を保留等したときは、必要に応じて入札に係る調査を行う。この場合、入札参加者は必要に応じて調査に協力しなければならない。

12 入札金額

落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって請負金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 入札保証金

入札心得第4条の規定による。

14 開札の日時及び方法

- (1) 開札の日時
入札公告に記載し、公表する。
- (2) 開札の方法
入札担当職員が、郵送された入札用封筒を開封し、入札結果を発表する。
開札の立会いは、入札担当者以外の職員が行うものとする。
- (3) 開札の傍聴
開札の傍聴を希望する入札参加者は、入札公告で示した入札（開札）予定時刻の10分前までに、名刺等入札参加業者の役員及び従業員であることを証明できるものを持参のうえ、入札会場に集合し、受付を経た後、開札を傍聴することができる。

15 事後審査

開札の結果、落札者の決定を留保した上で、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けたときは、最低制限価格以上の価格で予定価格の制限の範囲内）で最低の価格を提示した者を落札候補者とし、落札候補者に対して、入札参加資格の審査（以下、「事後審査」という。）をする。事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが明らかとなった者の行った入札は無効とする。

（1）事後審査の内容

事後審査申請書（様式第4号、以下「審査申請書」という。）及び事後審査資料（以下「審査資料」という。）等により、落札候補者について入札参加資格の有無について審査する。

（2）事後審査の方法等

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札候補者についてのみ開札後、事後審査を実施する。
- ② 開札後、速やかに、落札候補者に対して、落札候補者に決定した旨連絡する。落札候補者は、提出期限までに審査申請書及び審査資料を提出しなければならない。なお、提出しない場合は失格とする。

審査資料は、次のとおり

- ・大阪府建設工事競争入札参加資格審査結果の写し。
 - ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し。
 - ・配置技術者調書（様式第5号－1 および2）。
 - ・その他、必要と認められるもの。なお、必要と認められるものについては、入札公告に記載し、公表する。
- ③ 入札公告により、配置技術者の照合確認対象となっている場合は、事後審査の対象者についてのみ以下の確認を行う。
 - ・ 監理技術者の資格及び入札者と当該監理技術者が入札公告の日以前に3ヶ月以上の雇用関係を有することを確認するため、次の i から iii までに掲げる書類（以下「技術者確認書類」という。）の原本を入札公告に示す日までに、事後審査資料の提出先あて提出すること。この場合、原本を確認ができない者の入札は無効とする。
 - i 監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）
 - ii 監理技術者講習修了証（以下「修了証」という。）（平成16年2月29日以前に資格者証の交付を受けた者は、不要。ただし、平成16年2月29日以前に講習を受講し、平成16年3月1日以降に資格者証の交付を受けた者のうち修了証の交付を受けていない者については、監理技術者講習修了証明書に代えることができる。）
 - iii 資格者証により3ヶ月以上の雇用関係を確認できない場合は、資格者本人の健康保険証。
 - ・ 提出された資格者証は、原本照合確認を実施するため、法人が写しを取った後、当該写しを保管する。なお、資格者証は、写しを取った後、直ちに返却する。

※ 配置監理技術者・主任技術者について

監理技術者・主任技術者については、公共性のある工作物に関する重要な工事（請負金額3,500万円以上（建築一式工事の場合は、7,000万円以上）に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない。（建築業法第26条第3項）当該専任性を求められる工事現場の監理技術者又は主任技術者には、特定建設業又は一般建設業の許可要件である経営業務の管理責任者及び営業所における専任技術者は、なれないので注意すること。

<建設業法第7条第1項、第15条第1項>

- ・ 経営業務の管理責任者は、建設業法により常勤を義務付けられています。
- ・ 営業所における専任技術者についても、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。

- ④落札候補者が同額により2者以上あるときは、「同額抽選の方法」により落札候補者順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。
 - ⑤事後審査の結果、入札参加資格があると判断した落札候補者を落札者とする。
 - ⑥事後審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと判断したときは、直ちに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とし、事後審査を行う。なお、次順位者が2者以上あるときは、前記④と同様の方法により事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。
 - ⑦前記⑥は、落札者を決定するまで繰り返すものとする。
 - ⑧上位順位の者の資格が有効であると確認された場合は、次順位者以降の事後審査を行わない。
- (3) 事後審査の結果通知
事後審査の結果については、事後審査結果通知書（様式第6号）により通知するものとする。

16 低入札価格調査基準価格未満の価格で入札する場合の根拠資料

(1) 根拠資料の作成

低入札価格調査制度を採用した入札で低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）未満の価格で入札した者は、当該入札価格の根拠とする詳細資料（以下「根拠資料」という。）を入札書等の到達期限までに作成しなければならない。なお、根拠資料を作成しない者の調査基準価格未満の価格での入札は認めない。

(2) 根拠資料の提出

事後審査の対象者の入札金額が、調査基準価格未満である場合は、審査申請書及び審査資料と併せて、根拠資料を提出しなければならない。

(3) 調査及び審査

根拠資料に基づき、当該入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かの調査及び審査を行う。

17 入札の無効

入札心得第14条の規程に該当する者、及び入札公告等において示した条件に違反した者の入札は無効とする。

なお、法人より入札参加資格のある旨が確認された者であっても、確認の後、入札時点において入札参加資格がないと判明した者が行った入札は無効とする。なお、無効の入札を行った者を落札者とした場合には、当該落札決定を取り消す。

18 失格

入札心得第15条の規定に該当する者は失格とする。

19 落札者の決定

入札心得第16条の規定により、落札者を決定する。

なお、落札者は、開札後、事後審査を行った後決定するため、落札者の決定までに日時を要する。（公正入札調査対象となった場合を除き概ね1週間程度を目途とする。）

20 契約手続き等

- (1) 落札者は、落札決定の日から起算して10日以内（休日は含まない）に契約書を提出すること。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。
- (2) (1)の期間内に契約書の提出がない場合は、落札者又は契約の相手方としての権利を放棄し

たものとみなすことがある。

(3) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者がアからエまでのいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合。

イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合。

ウ 法人の入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けた場合。

エ 法人との契約において、談合等の不正行為があったとして、損害賠償請求を受けた場合。

(4) (3)の規定により契約を締結しないときは、法人は一切責めを負わない。

2.1 契約保証金

入札心得第20条の規定による。

2.2 実施上の留意事項

(1) 入札に参加するための費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 入札参加申出書に虚偽の記載を行った者による入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合は、落札決定を取り消す。

(3) 本入札における入札参加資格の審査及び確認は、開札後「落札候補者」についてのみ実施する。このため、入札結果表で公開されている全ての入札参加者が、本入札の入札参加資格を有しているとは限らないので、留意すること。

(4) 郵送、持参により提出した書類の返却を行わない。

2.3 附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年11月1日から施行する。